

山梨県立北杜高等学校警備防災規程

(目的)

第1条 この規程は、火災・地震等、不測の事態の発生に備え、その警備防災に万全を期すとともに、本校に、地震や火災の非常事態が発生したり、その恐れのある場合、これに対処するために必要な事項を定める。

(防災対策委員会の設置)

第2条 この目的を達成するために、防災対策委員会を設置し、構成員を次のとおり定める。

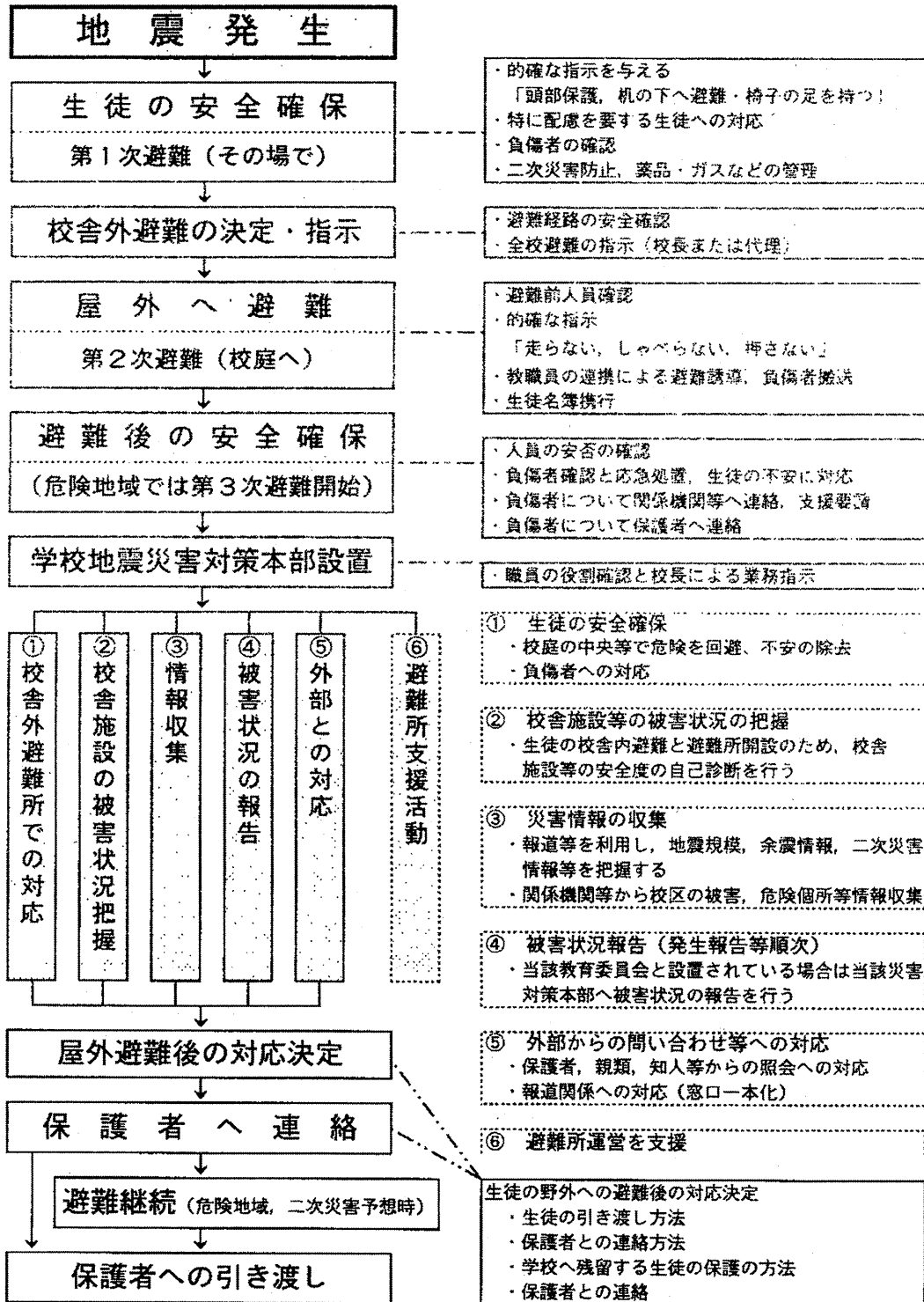
委員長	校長
委員	教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、 生徒指導副主任（環境整備係）、総務係（情報教育担当）、 事務次長

(防災対策委員会の任務)

第3条 防災対策委員会は、生徒の安全確保及び非常事態発生後の復旧に関する事項を協議・計画するとともに、次に掲げる教育と訓練を実施することを任務とする。

- 一 生命・身体の尊さ等を認識させ、非常事態発生時の対処の仕方について周知する。
- 二 年度始めに防災計画を作成し、その内容を職員生徒に周知徹底する。なお、防災計画は、次のものを含む。
 - (1) 警備防災規程
 - (2) 災害警備計画
 - (3) 火気取扱い規程
 - (4) ストープ使用規程
 - (5) 避難順路図
 - (6) 消火栓・消火器配置図
 - (7) 緊急連絡網
- 三 非常持ち出しの標識を貼付し、その箇所を周知する。
- 四 非常時の防災活動組織を編成（以下「防災活動編成」という。）し、各業務分担を周知徹底する。
- 五 防災避難訓練を実施する。
- 六 通学途上における、非常時の避難方法を周知徹底する。
- 七 地震防災応急対策を作成し、その周知徹底を図る。
- 八 消火訓練を実施する。

在校中に地震災害が発生した場合の行動マニュアル



地震発生

生徒の安全確保

第1次避難(その場で)

- ・的確な指示を与える
「頭部保護、机の下へ避難・椅子の足を持つ」
- ・特に配慮を要する生徒への対応
- ・負傷者の確認
- ・二次災害防止、薬品・ガスなどの管理

校舎外避難の決定・指示

- ・避難経路の安全確認
- ・全校避難の指示(校長または代理)

屋外へ避難

第2次避難(校庭へ)

- ・避難前人員確認
- ・的確な指示
「走らない、しゃべらない、押さない」
- ・教職員の連携による避難誘導、負傷者搬送
- ・生徒名簿携行

避難後の安全確保

(危険地域では第3次避難開始)

- ・人員の安否の確認
- ・負傷者確認と応急処置、生徒の不安に対応
- ・負傷者について関係機関等へ連絡、支援要請
- ・負傷者について保護者へ連絡

学校地震災害対策本部設置

- ・職員の役割確認と校長による業務指示

① 校舎外避難所での対応

② 校舎施設の被害状況把握

③ 情報収集

④ 被害状況の報告

⑤ 外部との対応

⑥ 避難所支援活動

- ① 生徒の安全確保
・校庭の中央等で危険を回避、不安の除去
・負傷者への対応

- ② 校舎施設等の被害状況の把握
・生徒の校舎内避難と避難所開設のため、校舎施設等の安全度の自己診断を行う

- ③ 災害情報の収集
・報道等を利用し、地震規模、余震情報、二次災害情報等を把握する
・関係機関等から校区の被害、危険個所等情報収集

- ④ 被害状況報告(発生報告等順次)
・当該教育委員会と設置されている場合は当該災害対策本部へ被害状況の報告を行う

- ⑤ 外部からの問い合わせ等への対応
・保護者、親類、知人等からの照会への対応
・報道関係への対応(窓口一本化)

- ⑥ 避難所運営を支援

屋外避難後の対応決定

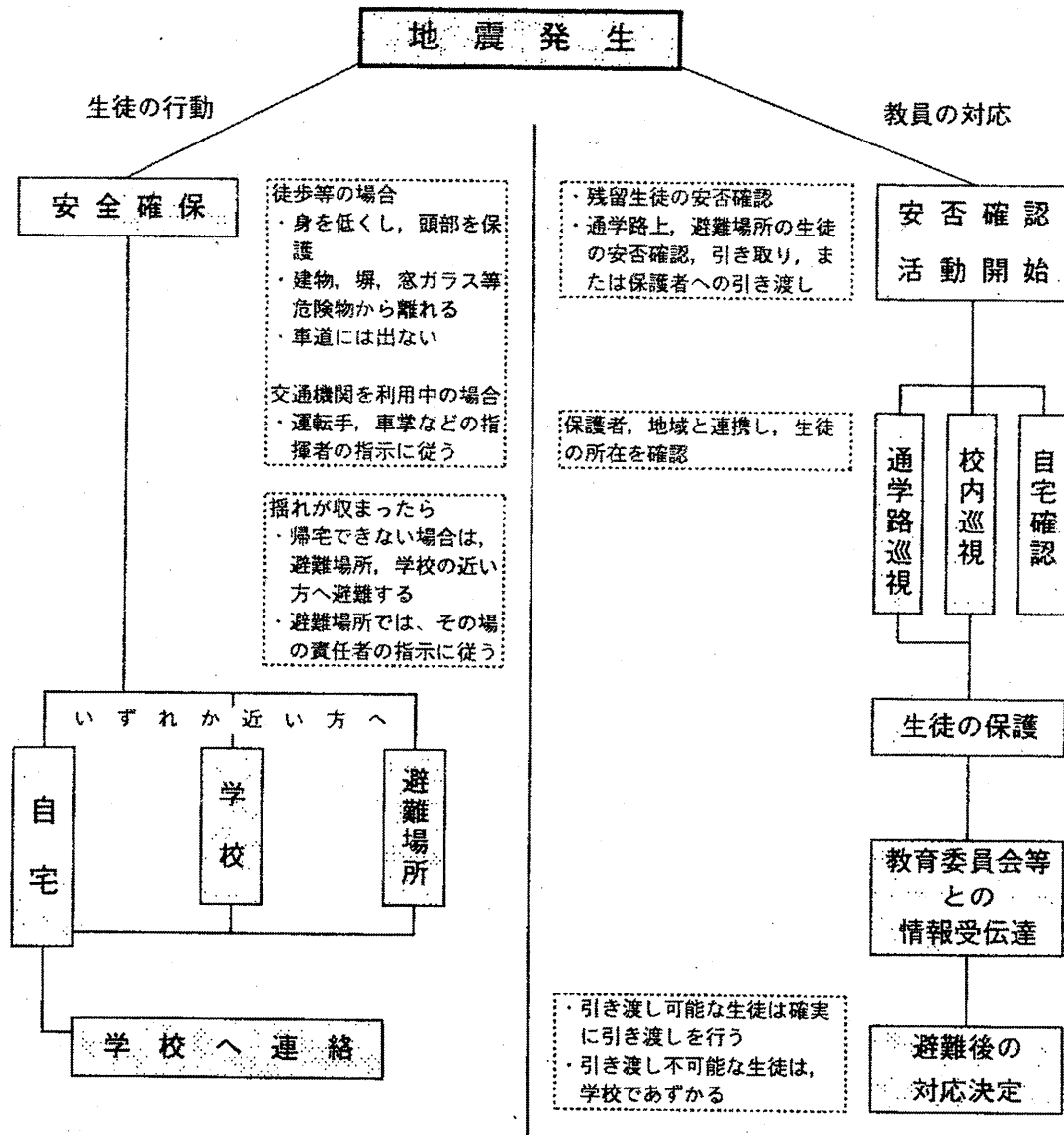
保護者へ連絡

避難継続(危険地域, 二次災害予想時)

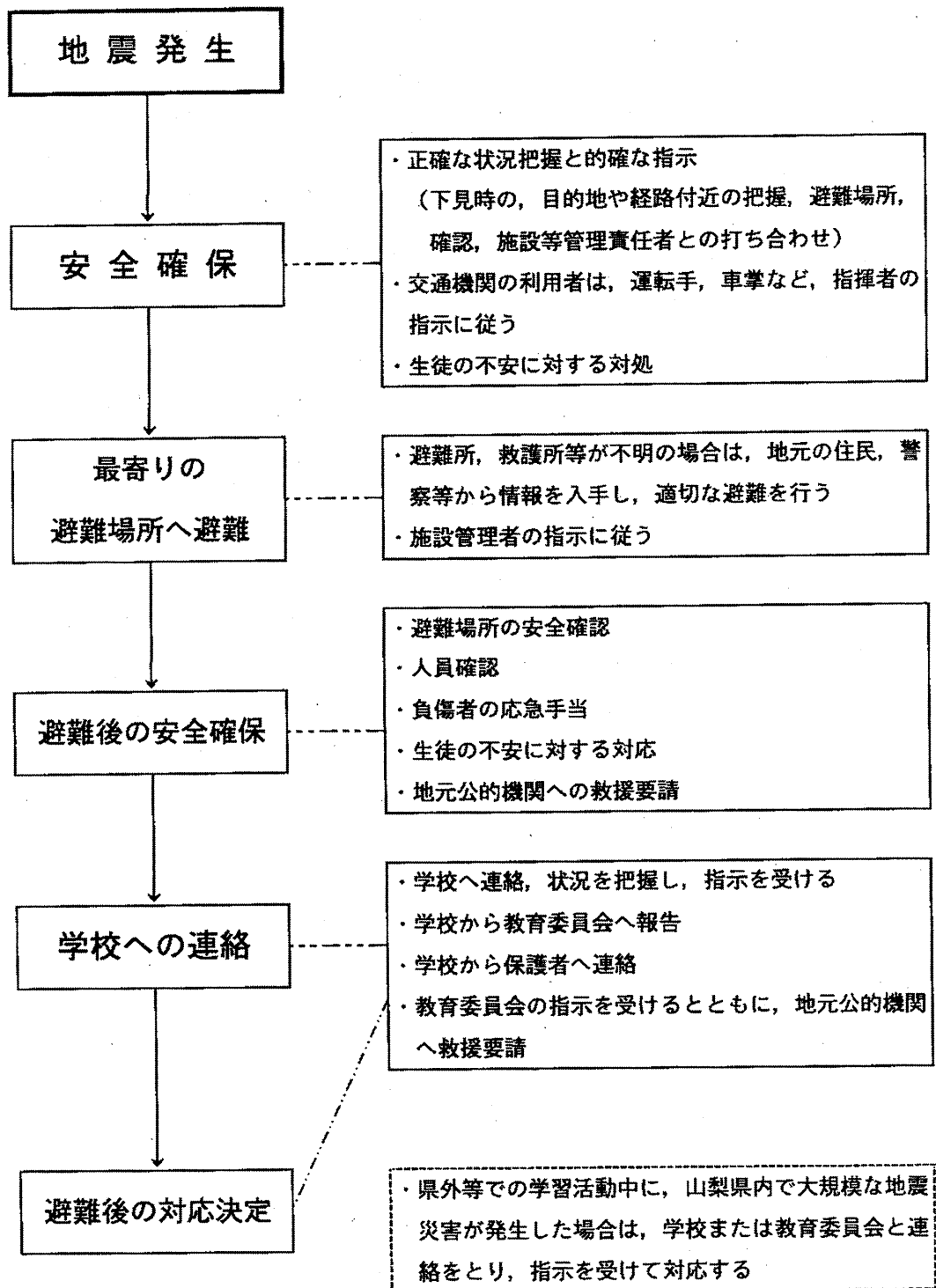
保護者への引き渡し

- 生徒の野外への避難後の対応決定
- ・生徒の引き渡し方法
 - ・保護者との連絡方法
 - ・学校へ残留する生徒の保護の方法
 - ・保護者との連絡

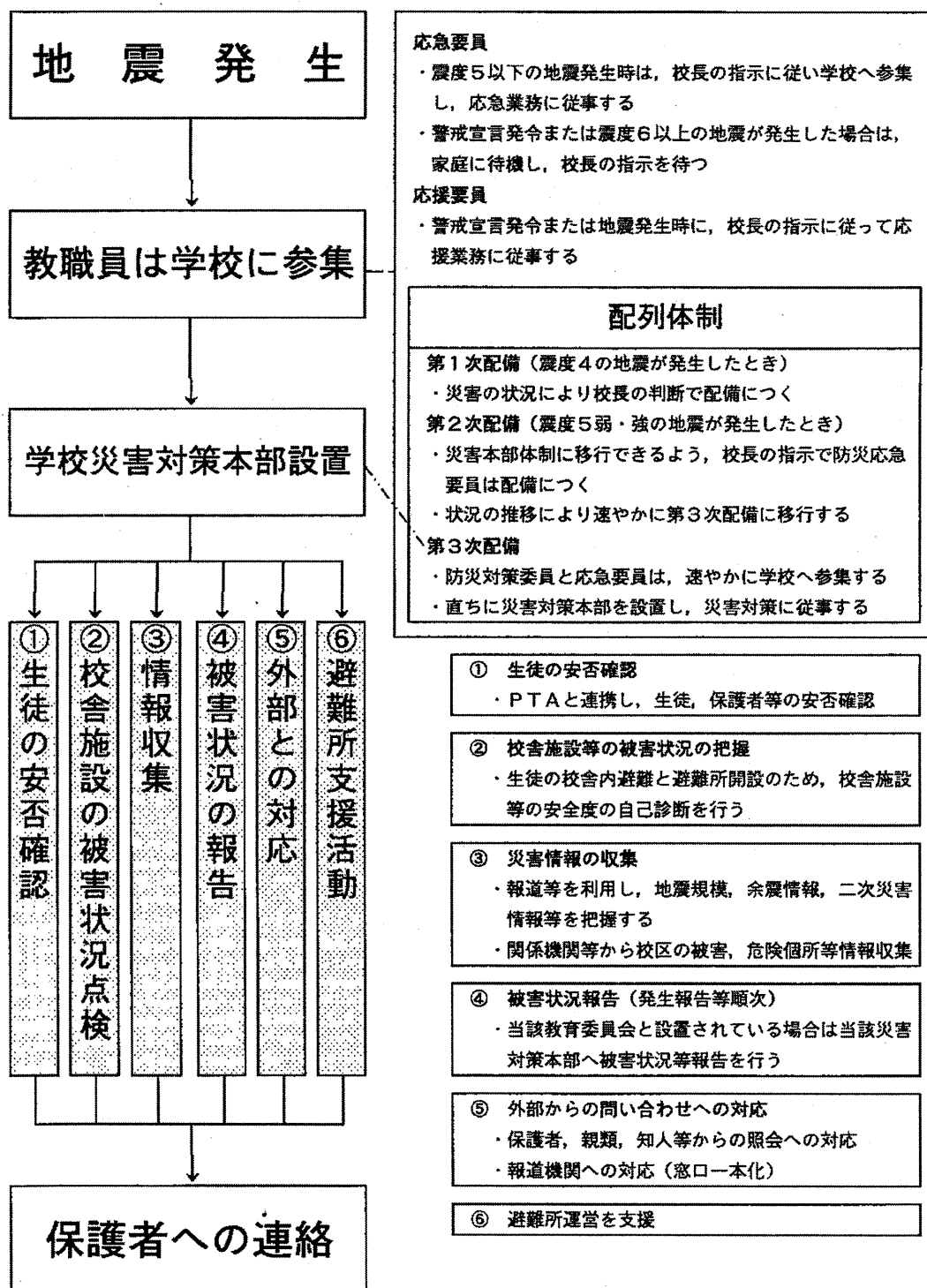
登下校時に地震災害が発生した場合のマニュアル



校外学習中に地震が発生した場合の行動マニュアル



勤務時間外に地震災害が発生した場合の行動マニュアル



応急要員

- ・ 震度5以下の地震発生時は、校長の指示に従い学校へ参集し、応急業務に従事する
- ・ 警戒宣言発令または震度6以上の地震が発生した場合は、家庭に待機し、校長の指示を待つ

応援要員

- ・ 警戒宣言発令または地震発生時に、校長の指示に従って応援業務に従事する

配列体制

第1次配備（震度4の地震が発生したとき）

- ・ 災害の状況により校長の判断で配備につく

第2次配備（震度5弱・強の地震が発生したとき）

- ・ 災害本部体制に移行できるよう、校長の指示で防災応急要員は配備につく

- ・ 状況の推移により速やかに第3次配備に移行する

第3次配備

- ・ 防災対策委員と応急要員は、速やかに学校へ参集する
- ・ 直ちに災害対策本部を設置し、災害対策に従事する

① 生徒の安否確認

- ・ PTAと連携し、生徒、保護者等の安否確認

② 校舎施設等の被害状況の把握

- ・ 生徒の校舎内避難と避難所開設のため、校舎施設等の安全度の自己診断を行う

③ 災害情報の収集

- ・ 報道等を利用し、地震規模、余震情報、二次災害情報等を把握する
- ・ 関係機関等から校区の被害、危険箇所等情報収集

④ 被害状況報告（発生報告等順次）

- ・ 当該教育委員会と設置されている場合は当該災害対策本部へ被害状況等報告を行う

⑤ 外部からの問い合わせへの対応

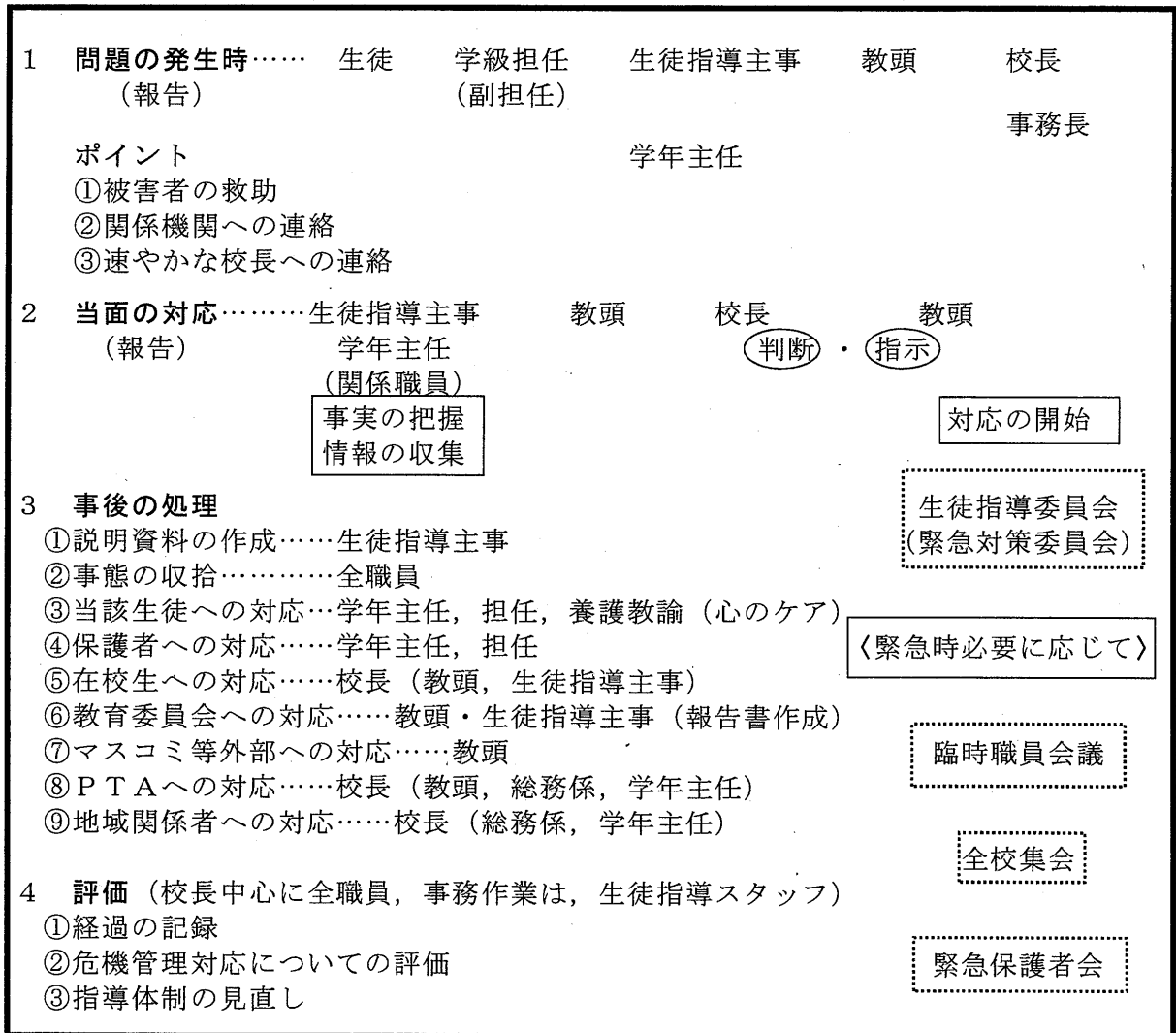
- ・ 保護者、親類、知人等からの照会への対応
- ・ 報道機関への対応（窓口一本化）

⑥ 避難所運営を支援

長期休業期間の危機管理

長期休業中は、生徒が学校を離れることにより、普段とは異なる心理状態・生活状況から思わぬ事件・事故が発生する可能性がある。また、休暇等の関係から職員においても迅速に対応しにくい状況にある。このようなことから、発生した事件・事故に対し、すみやかに対応するために予め事件・事故を予想し、それらの事態に備える体制づくりと職員の共通理解が必要となる。

1 問題発生と危機管理の流れ



2 長期休業中の予想される事件・事故と対応・指導について

原則的に届けまたは報告のあった時点で、ただちに必要な対応措置を行う。したがって、通常通り行うことになる。

(確認)

緊急時必要に応じて

生徒指導委員会

緊急職員会議

3 職員の事故については、速やかに教頭・校長に連絡し指示を待つ

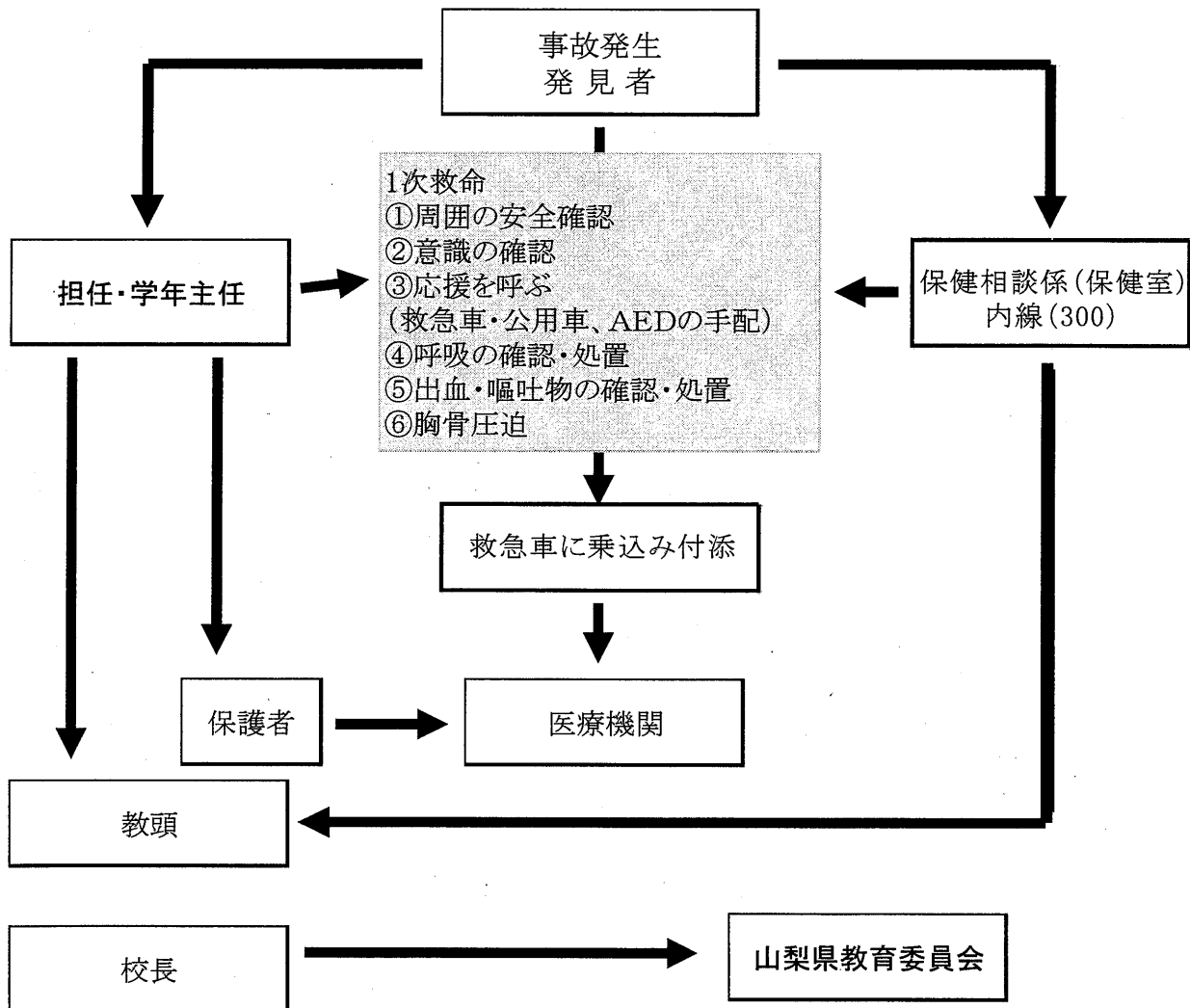
4 その他

① 職員への連絡は、令和2年度緊急連絡網を使用する。

② 報道関係者等の問い合わせは、誤報を避けるため窓口を一本化し、校長・教頭が行なう。

③ 保護者への対応は、学年主任または学級担任がおこなう。

救急及び緊急連絡体制



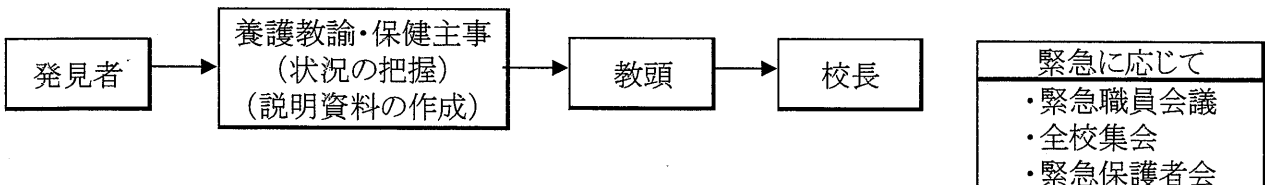
通報・連絡

・重体の場合……発見者は救急車、担任・学年主任、保健室、（校長）連絡

- 連絡内容①誰（クラス、氏名）
 ②場所（ここはどこか）
 ③何が起きたか（発見時の状態）
 ④状態の把握（意識、呼吸、脈拍、出血等）
 ⑤緊急度の判断（救急車か病院への搬送か）

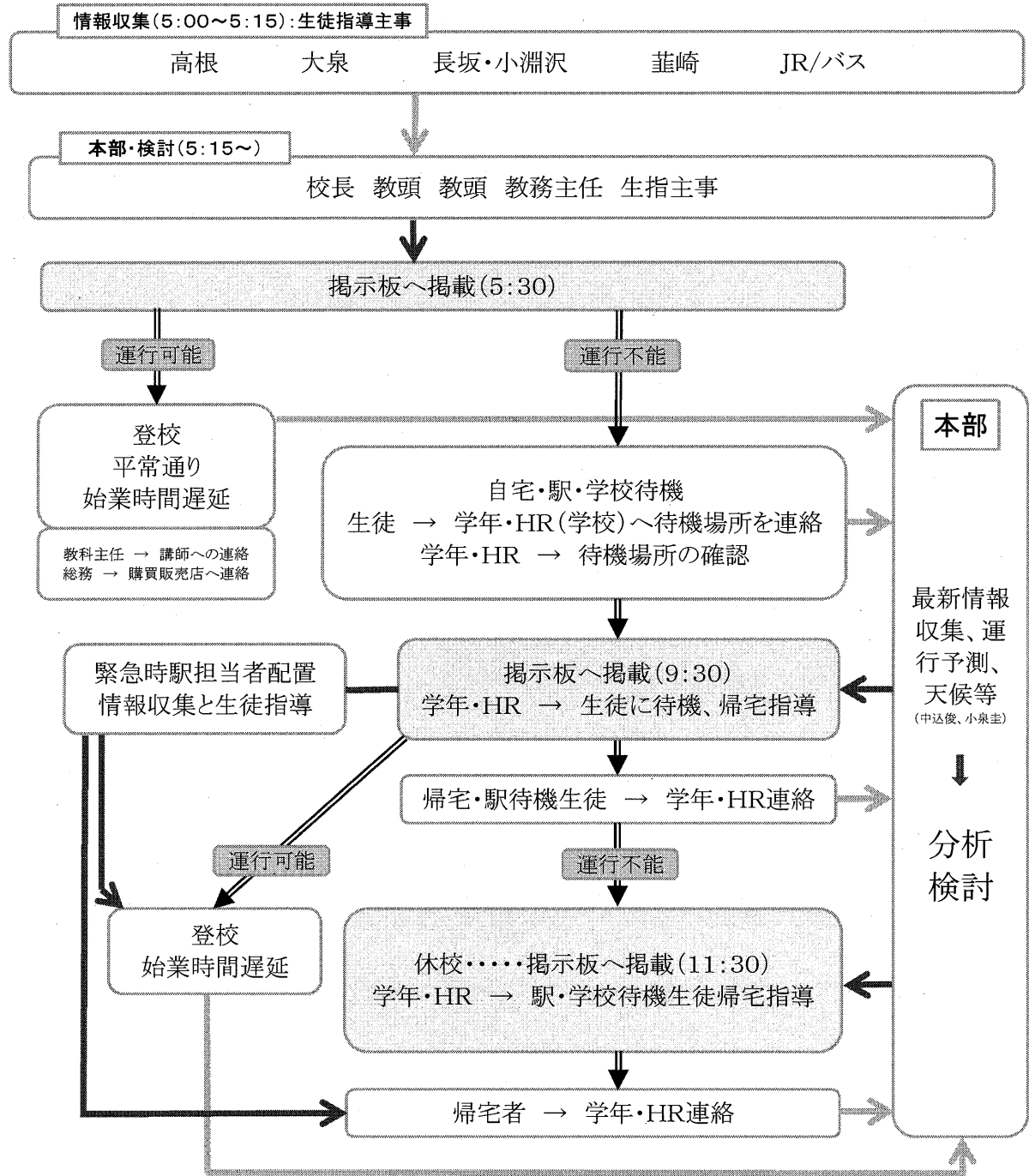
当該生徒への対応	学年主任・学級担任・養護教諭
保護者への対応	学年主任・学級担任
在校生・大会等実施している場合の対応	校長・教頭・保健主事・生指主事
教育委員会への対応	教頭・保健主事・生指主事
マスコミ等外部への対応	教頭
P T Aへの対応	校長（教頭・総務係・学年主任）
警察等への対応	教頭・生指主事
地域関係者への対応	校長（教頭・総務係・学年主任）

事態収拾に向けての処置

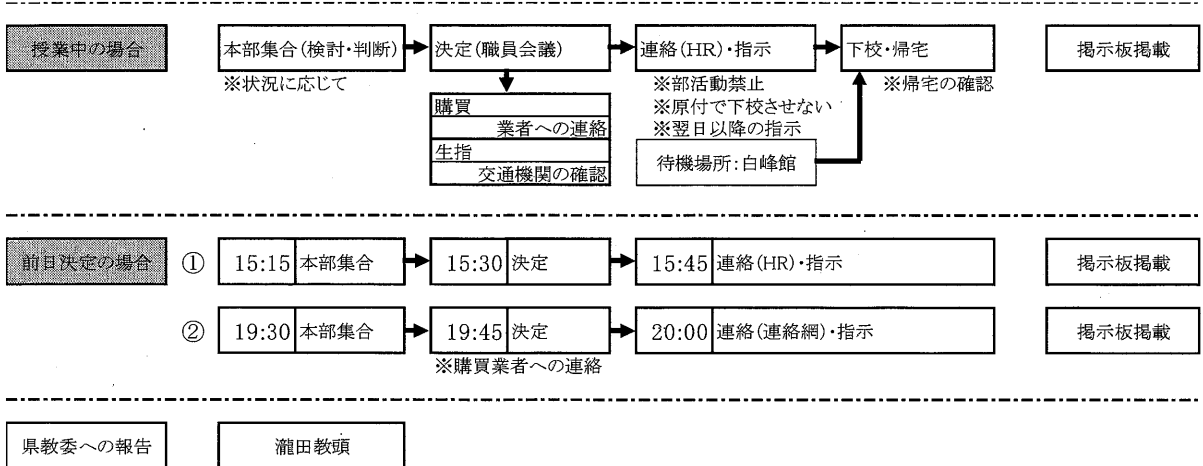


悪天候・JR不通時フローチャート

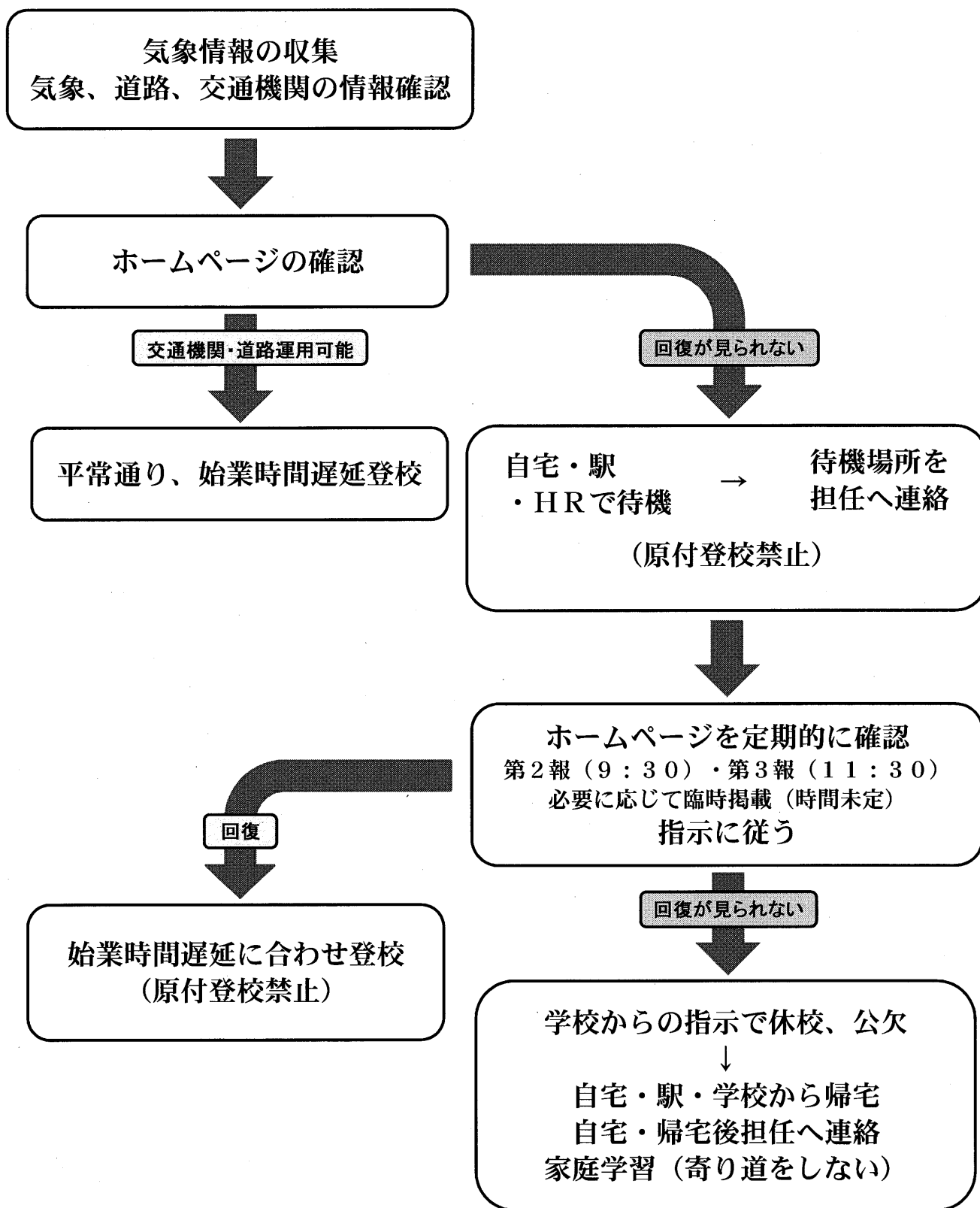
登校時



※2報3報以外に、必要に応じて臨時掲載あり



悪天候・JR不通時フローチャート（生徒携帯用）



北杜高校ホームページ <http://www.hokutoh.kai.ed.jp/>

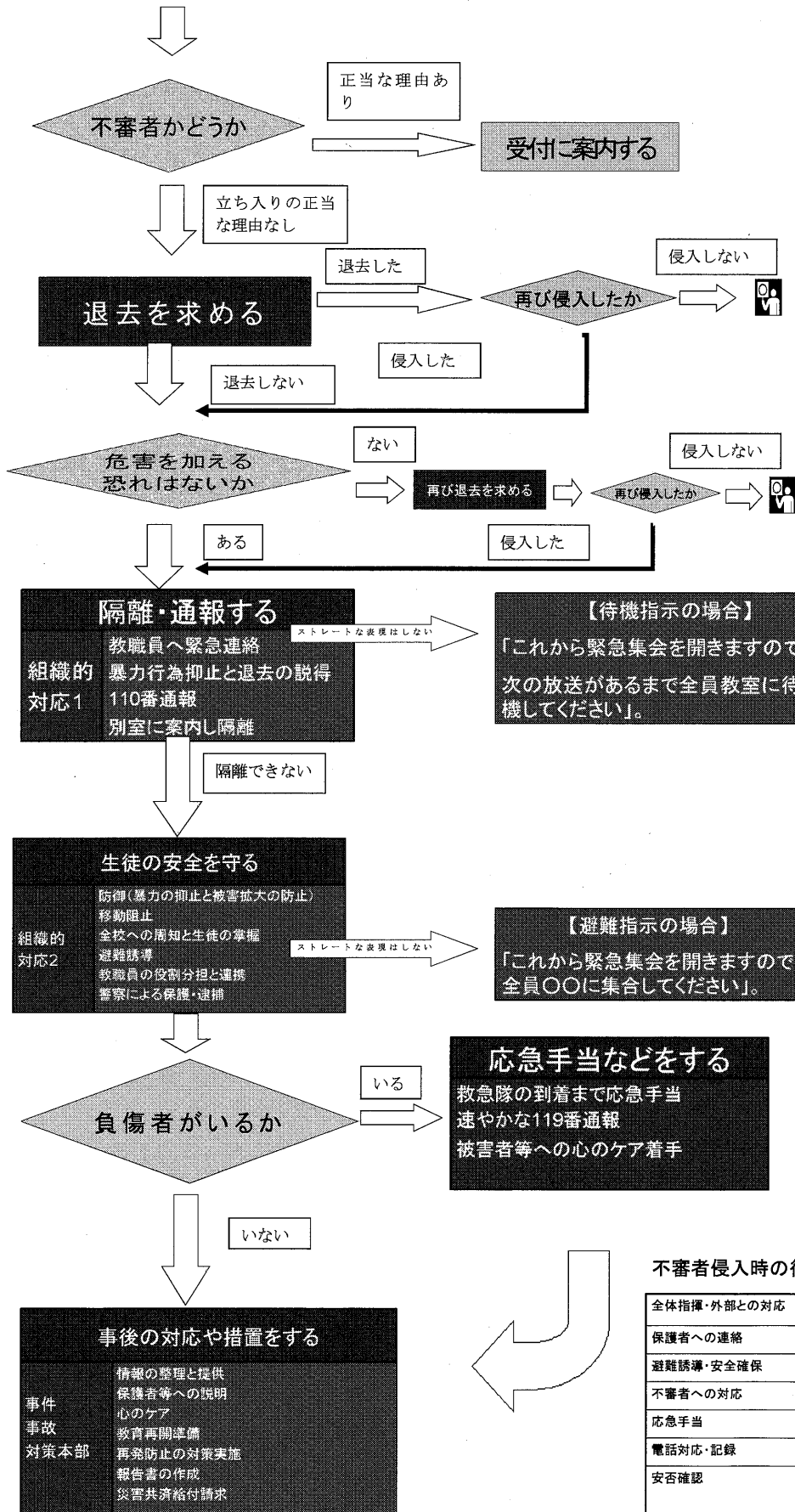
北杜高校Tel ① 0551-20-4025 ② 0551-32-3062 ③ 0551-32-3167
④ 0551-32-3790

担任Tel ()



学校における不審者への緊急対応

関係者以外の学校への立ち入り



不審者かどうか見分けるポイント

- 受付を通っているかチェックする
 - ◇来校者の名札をしているか
 - ◇受付を無視したり、不審な言動をしていないか
- 声をかけて、用件を尋ねる
 - ◇用件が答えられか、また、正当なものか
 - ◇保護者なら生徒の学年・組・氏名が答えられるか
 - ◇教職員に用事がある場合は、氏名・学年・教科等の担当が答えられるか
- 順路をはずれていた、不自由な場所にいないか立ち入っていないか
- 凶器や不審なものをもってないか
- 不自然な行動や暴力的な態度はみられないか

危害を加える恐れがあるか見分けるポイント

- 所持品に注意する
 - ◇凶器を所持していたら、ただちに「110」通報する
 - ◇不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ
 - ◇凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する
- 言動に注意する
 - ◇暴力を行使しようとする
 - ◇静止を聞かず、興奮状態である
 - ◇言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っている

隔離・通報のポイント

- 別室に案内する
 - ◇凶器を所持していない場合は、「応接室」に案内し、隔離する
 - ◇不審者を先に奥に案内し、対応者は身を守るために後ろから入り口近くに位置し、すぐに避難できるように入り口の扉は開放しておく
- 暴力行為抑止と退去の説得をする
 - ◇複数の教職員で対応する
 - ◇言動に注意し、問合いをとりながら説得する

生徒の安全を守るポイント

- 防御する
 - ◇応援を求める
 - ◇身近なもので不審者との距離をとり、移動を阻止する
- 生徒を掌握し、安全を守る
 - ◇授業中は授業担当者が掌握し、安全を守る
 - ◇授業以外の場合は担任が掌握し、安全を守る
 - ◇全校に緊急放送する
 - ◇校内外の巡視をする
- 避難の誘導をする
 - ◇教室への侵入など緊急性は低い場合は、すぐに避難できるように、生徒を教室で待機させる。
 - ◇教室への侵入の恐れがある場合には、生徒と不審者の間に教員が入り、両者を引き離し、生徒を避難させる。
 - ◇避難の指示がある場合はそれに従う
 - ◇教室等に不審者が侵入した場合は、指示がなくとも生徒を避難させる

不審者侵入時の役割分担

全体指揮・外部との対応	校長・教頭
保護者への連絡	教頭・教務主任・生指主事
避難誘導・安全確保	生指主事・学年主任・担任・授業担当
不審者への対応	生指主事・発見者
応急手当	養護教諭
電話対応・記録	事務室・事務職員
安否確認	(全体掌握)教頭・生指主事 (学年)学年主任・担任 (校内外巡視)担任外職員

不審者侵入防止の観点からの安全管理

学校への不審者侵入防止の観点から、①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口という3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる。

①校門

- ・会計年度任用職員が朝、正門・西門・駐輪場を開錠する。
- ・教職員は生徒が登校終了後、西門・駐輪場を施錠する。
- ・会計年度任用職員が放課後、西門・駐輪場を開錠する。
- ・残留当番が巡回時、西門・駐輪場を施錠する。
- ・最終退校者は、正門を施錠する。

②校門から校舎への入口まで

- ・死角が存在しないようにする。
- ・校舎外に防犯カメラを設置する。

③校舎への入口

- ・校舎入口に防犯カメラを設置する。
- ・来校者は事務室前で受付票を記入し名札を付ける。

* 不審者かどうかを見分ける。

(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- ・来校者は名札をしているか。
- ・不自然な場所に立ち入っていないか。
- ・不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- ・凶器や不審物を持っていないか。

(2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
- ・教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- ・保護者なら、生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

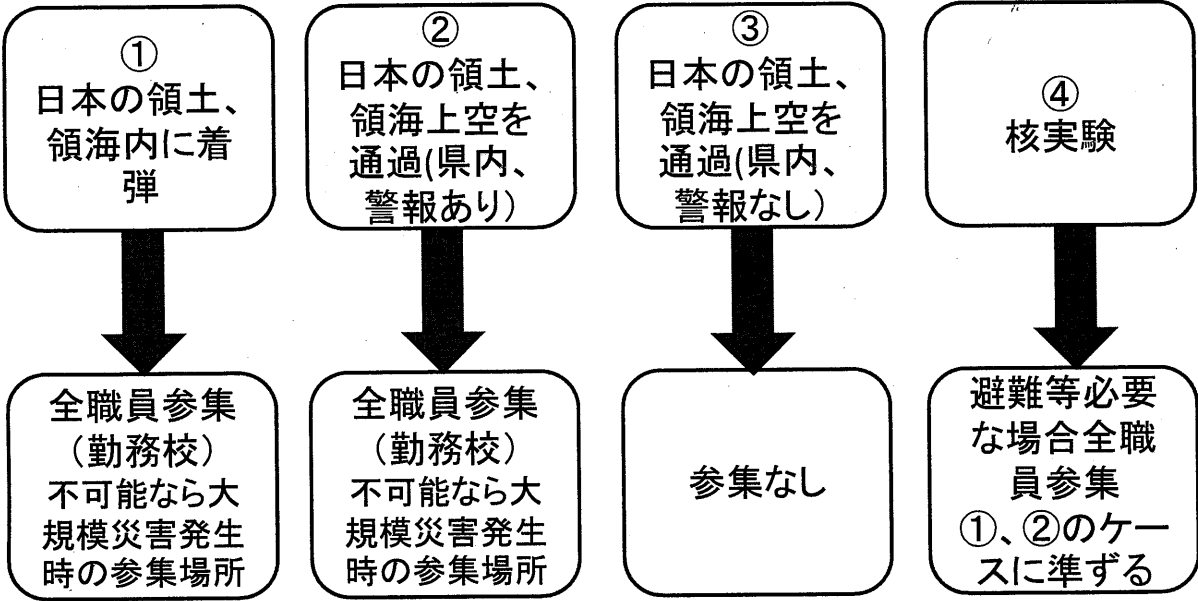
(3) 正当な理由があっても、名札を付けていない場合には必ず受付に案内する。

* 不審者と遭遇した時

- ・不審者と判明したときは、全教職員で協力し校舎外に出てもらおう。
- ・警察や警備会社等に連絡をする。

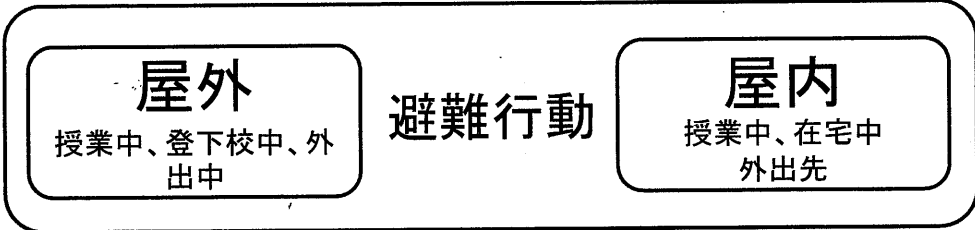
Jアラート(ミサイル発射に関する警報)が出された場合の行動(職員の参集)
勤務時間外・休日等

Jアラート発報 ミサイル発射



Jアラート(ミサイル発射に関する警報)が出された場合の行動

Jアラート発報 ミサイル発射



建物または地下に逃げ込む
(窓から離れる)

建物がない
(物陰に身を隠す、
頭部、耳、目を保護する)

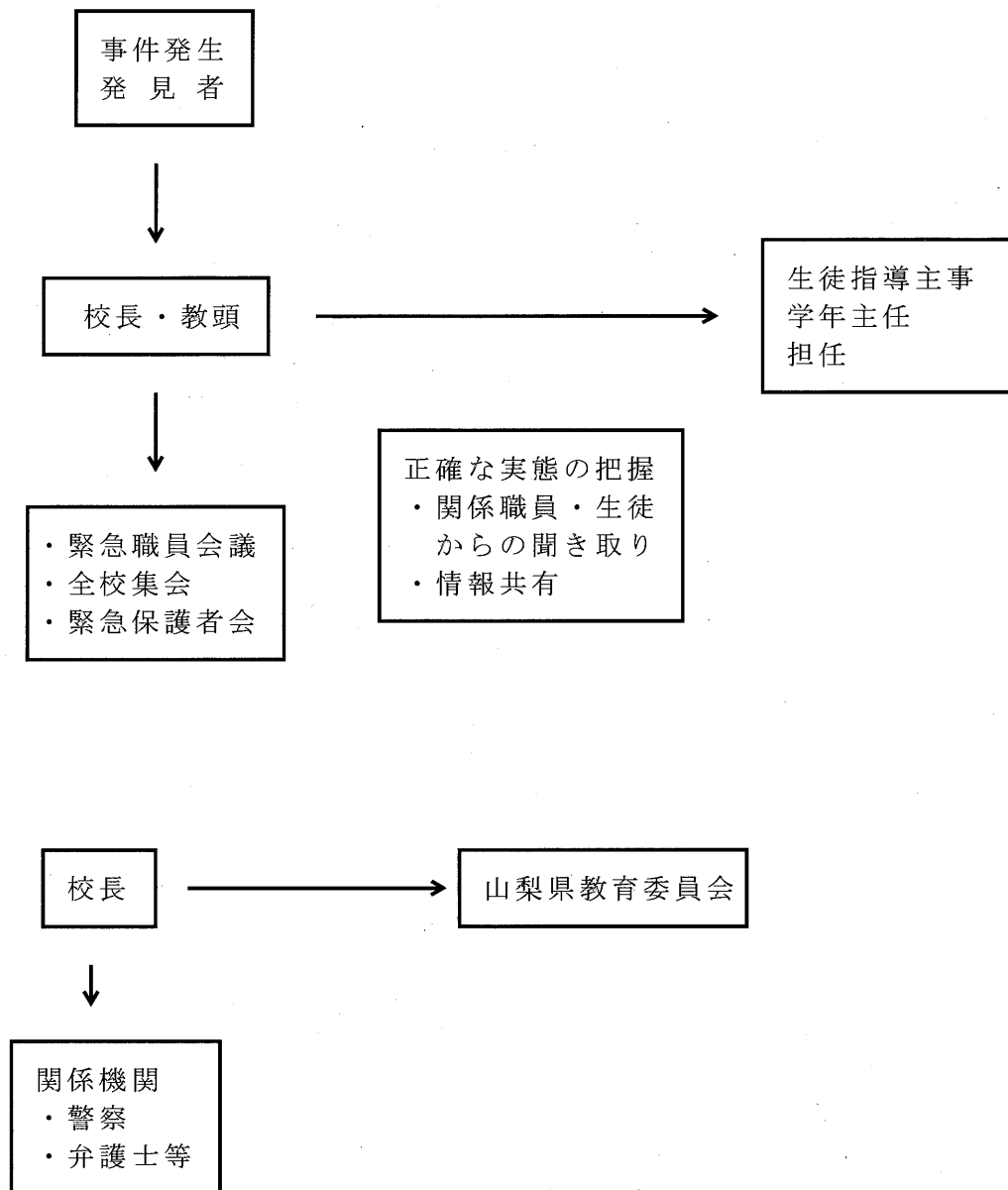
窓から離れる、
地下があれば地下に

日本領土・領海に落下 引き続き避難継続

日本領土・領海の上空を通過 避難解除(不審物には手を触れない)

日本領土・領海の外に落下 避難解除(不審物には手を触れない)

その他重大事件発生時の対応



生徒・保護者への対応 …… 学年主任・担任
マスコミ等外部への対応 …… 教頭
PTAへの対応 …… 校長